

親なき後のために知っておきたいこと



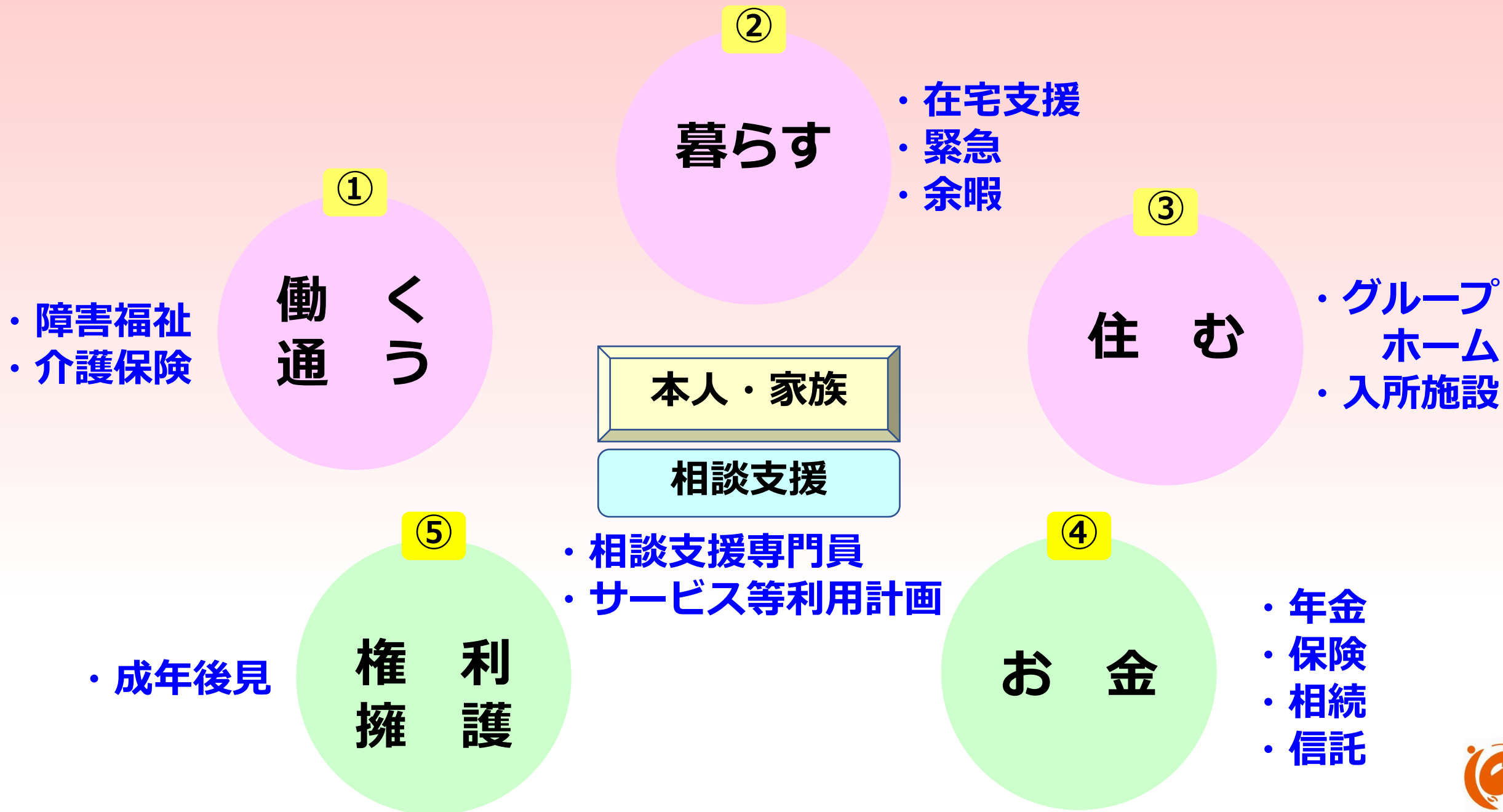
R6.2.26 叶



合同会社サクスシェア 相談支援専門員 田中 聡

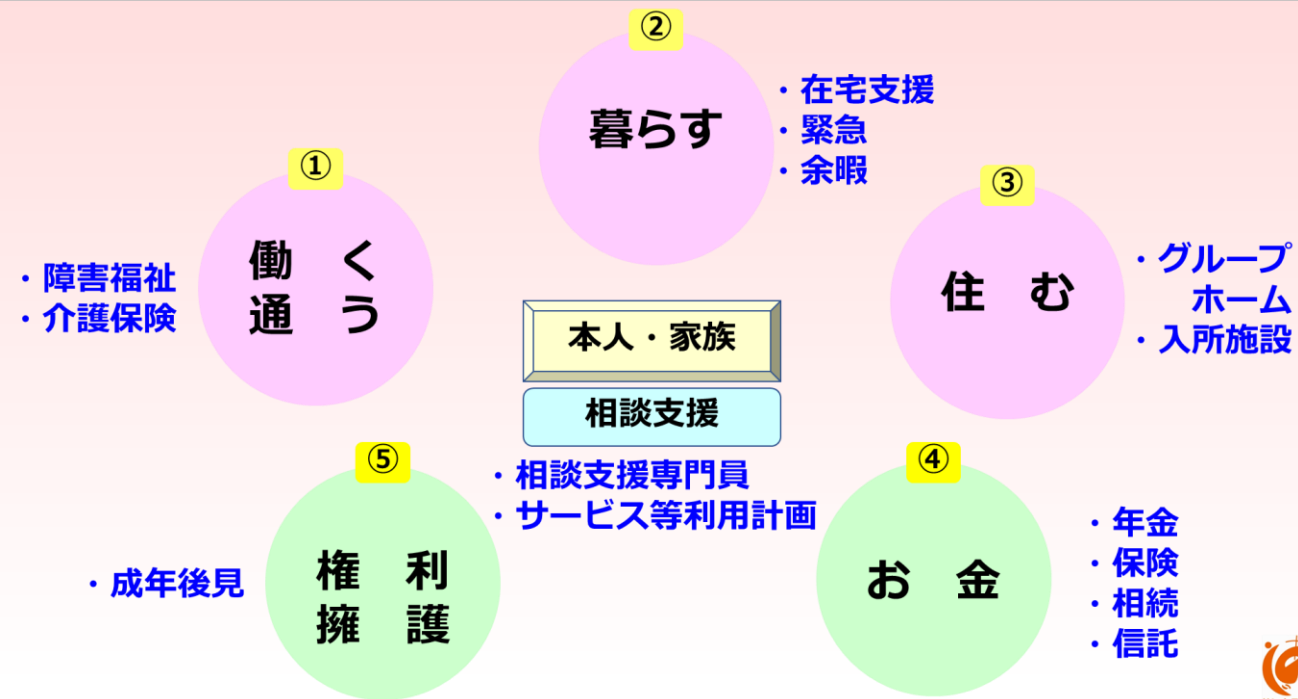


【親なき後に心配な5つのポイント】



親なき後のために知っておきたいこと

【親なき後に心配な5つのポイント】

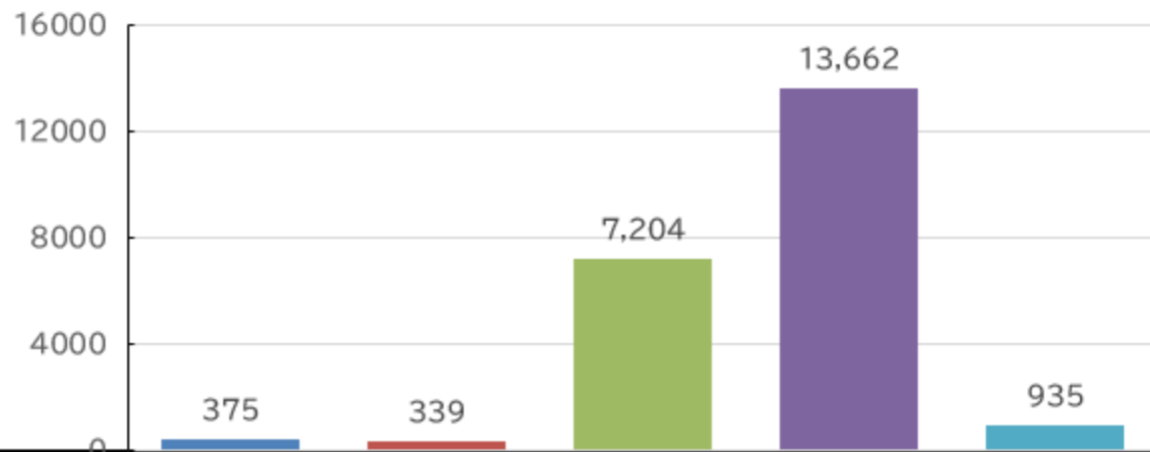
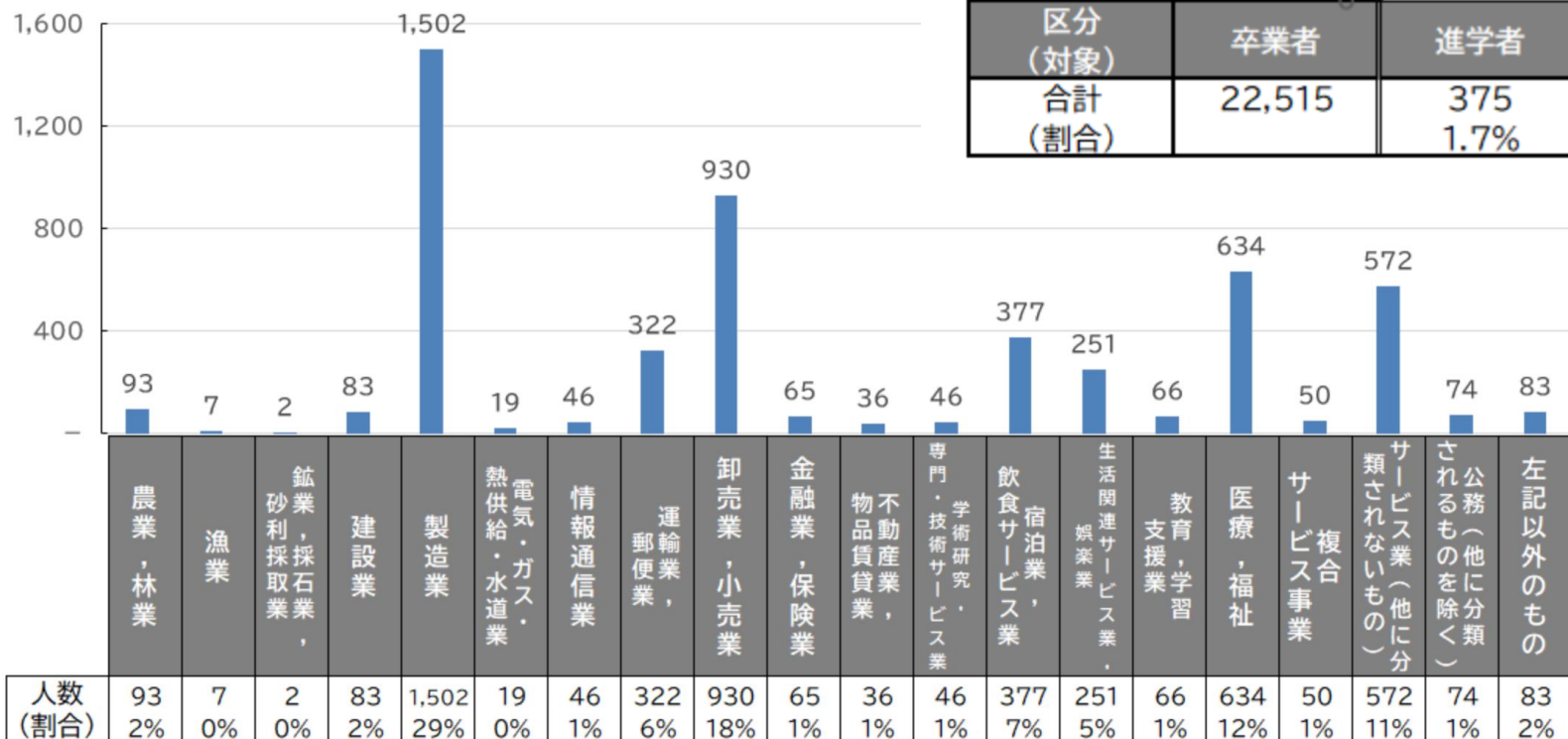


① 働く・通う

就職の現状

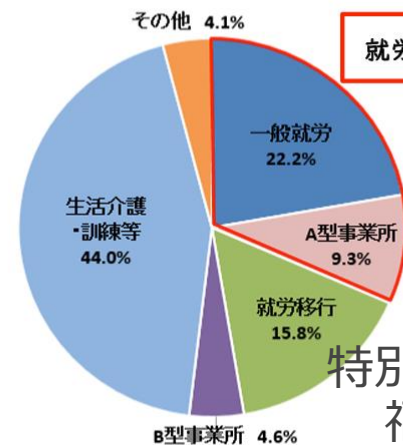
出典：「学校基本統計」（文部科学省）
特別支援学校 令和2年

【産業別就職者数】



区分 (対象)	卒業生	進学者	教育訓練機関 等入学	就職者等	社会福祉施設 等入所・通所	その他
合計 (割合)	22,515	375	339	7,204	13,662	935
		1.7%	1.5%	32.0%	60.7%	4.2%

卒業後の進路先 割合（過去5年間平均）
平成27年～令和元年度卒業生



就労率 31.5%

特別支援学校
福岡市



福岡市の就労支援

福岡市就労支援センター

発達障がい者の相談割合
40.5%（毎年30%増）

2021～2023の2年間
登録116人中34人就職

就労定着の現状

障害者の平均勤続年数の推移

職場定着

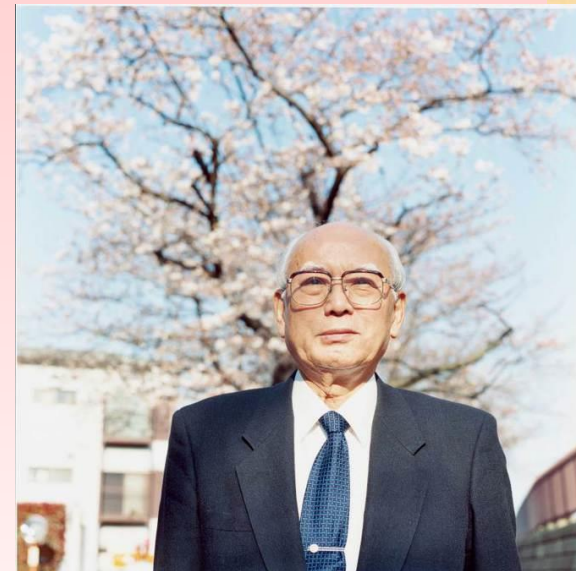
障害者の平均勤続年数については、近年、新たに雇い入れられる者が増加していることもあるが、全体として、精神障害の場合には短い傾向が見られる。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成10年	12年0ヶ月	6年10ヶ月	—
平成15年	10年0ヶ月	9年3ヶ月	3年9ヶ月
平成20年	9年2ヶ月	9年2ヶ月	6年4ヶ月
平成25年	10年0ヶ月	7年9ヶ月	4年3ヶ月

※ 勤続年数：事業所に採用されてから調査時点（各年11月1日）までの勤続年数をいう。
ただし、採用後に身体障害者となった者については身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については事業所において精神障害者であることを確認した年月を、それぞれ起点としている。

出典：障害者雇用実態調査結果報告書（平成10、15、20、25年度）（厚生労働省障害者雇用対策課）

福祉サービス等	解説	留意点
一般就労	障がいを公表せずに就労	障がいがない人との区別なし（全年齢平均額32.3万円）
一般就労（障がい者雇用）	障がい者雇用枠で採用	ジョブサポート制度 身体21.5万 知的・精神・発達12万前後
就労継続支援A型	福祉サービス（会社と契約関係）	最低賃金の保障 一日4h～5h 月7.4万円～9.3万円
就労継続支援B型	福祉サービス（工賃）	最低3000円～3万円 一般就労の可能性あり
生活介護	日常的に介護が必要な日中の居場所（工賃）	数千円 就労困難



日本理化学工業株式会社

イベント・ギャラリー | アクセス情報 | リンク | English | Français

Google カスタム検索 TEL:044-811-4121

トップページ | 商品紹介 | 会社案内 | 障がい者雇用 | エコロジー | キットバスオンラインショップ | よくある質問 | お問い合わせ

ダストレスチョーク

書き味よく、より鮮明に！
環境にやさしい、
エコロジーで高品質なチョークです。

ホタテ貝殻再生材配合で
特許を取得しました。

学校の定番品です。

障がい者雇用の
取り組みについて
社員の70%以上が知的障がい者です。
みんなイキキと活躍してくれています。

日本理化学工業 公式 facebook

キットバスポータル
キットバスの情報がいっぱい

キットバスアート
インストラクター制度

学校、塾など教育関係の方々へ
学校の定番品、ホタテ貝殻配合のダストレスチョークや新発売の粉が出ないキットバスビューシリーズをご紹介します。

小さなお子様をお持ちの方へ
お子様の創造力を育む、キットバスなどの商品をご紹介します。

オフィス・ショップ・レストラン・工事現場関係の方々へ
粉が出ないキットバスはメニューボードやPOP作成に最適です。工事現場のマーキングにも！

新製品情報 Topics

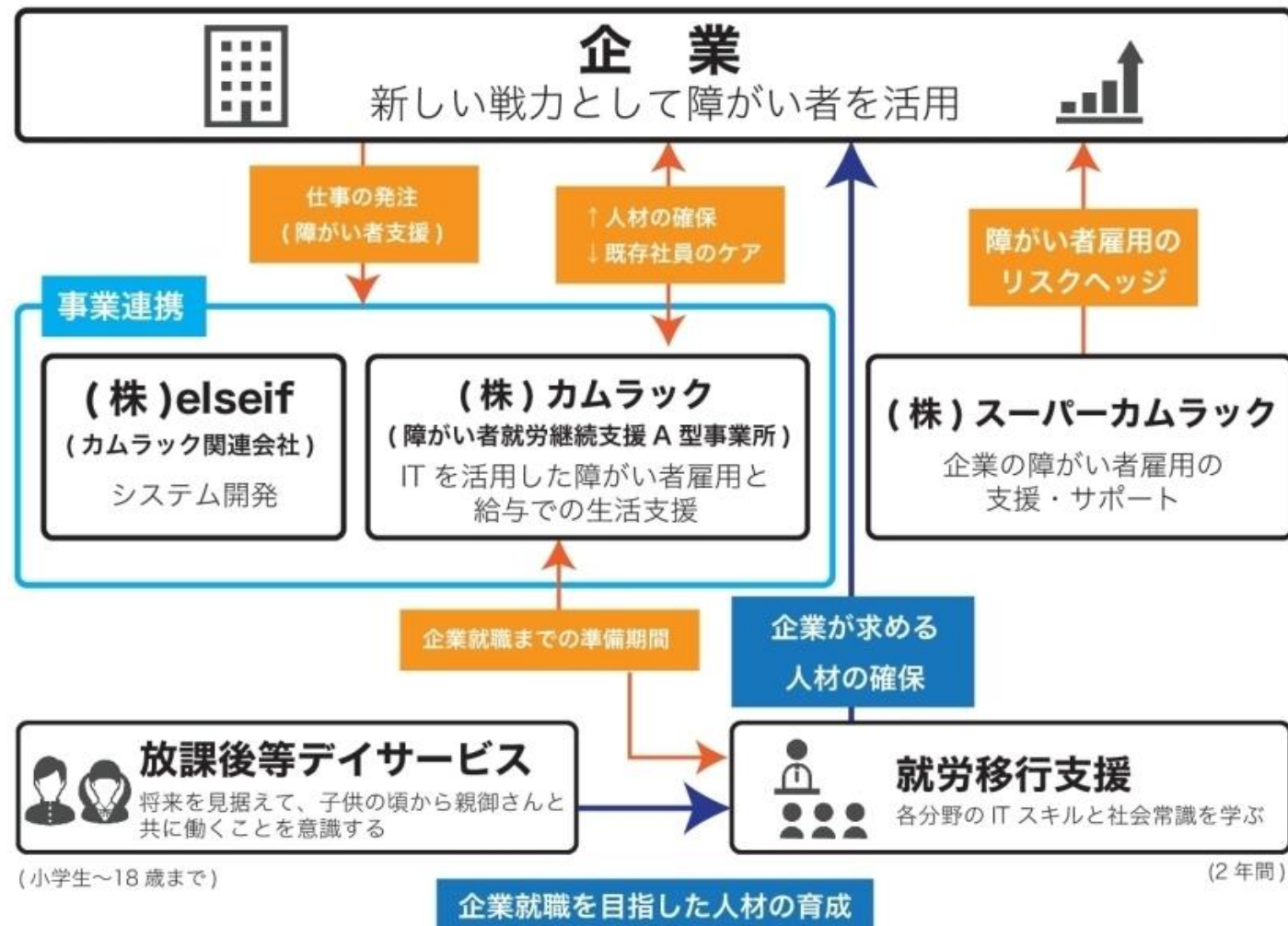
紙の黒板

- ・自力で通う
- ・はいと返事
- ・あいさつ
- ・いじわるをしない

社員の7割が知的障がい者の会社



福祉的就労と一般就労の連携事例



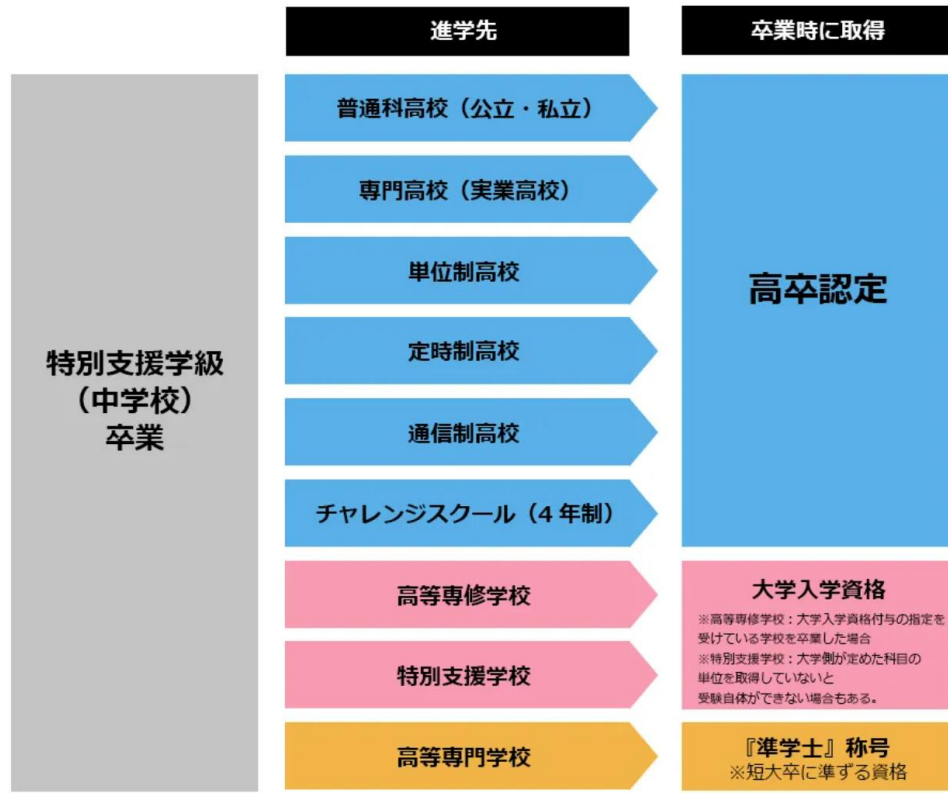
スーパーカムラック構想 (株式会社カムラック)

学校の選択（小中）

学校	解説	留意点
普通学校 （通級による指導）	全日制高等学校受験可能	
特別支援学級 （在籍）	高校受験時内申書の点数なし	あとから通常学級にもどることは難しいことが多い
特別支援学校	療育手帳等の取得が必須になる傾向が強くなっている（入学者増のため）	

学校の選択（高校）

学校	解説
普通高等学校	高等学校卒業資格あり
専門高校（実業高校） 単位制高校 定時制高校	高等学校卒業資格あり
通信制高等学校	入学は中学1年の学力必要 高等学校卒業資格あり 独自のカリキュラム
特別支援学校（高等部）	高等学校卒業資格なし



費用5万円/月程度

一般企業就職
4人に一人

通信制高校の事例

学校法人角川ドワンゴ学園
N高等学校・S高等学校

入学相談窓口
☎0120-0252-15
平日10:00~19:00

説明会・相談会

資料請求(無料)



Net course
ネットコース



Commute course
通学コース



Tutoring course
個別指導コース



Open Campus
オープンキャンパス

ネットの高校とは？

N高等学校・S高等学校はKADOKAWA・ドワンゴが創るネットと通信制高校の制度を活用した、新しいネットの高校です。生徒数は両校合わせて26,197名になります（2023年9月30日時点）。

N高等学校

詳しくみる →

S高等学校

詳しくみる →



質問チャット



サンクスシェア

福祉サービス
2つの給付

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) ③ 児

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護 ③ 者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同行援護 ③ 者 ③ 児

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

2 訓練等給付

① 自立訓練 ③ 者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援 ③ 者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型) ③ 者

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

④ 就労定着支援 ③ 者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑤ 自立生活援助 ③ 者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

⑥ 共同生活援助 (グループホーム) ③ 者

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

主に、危険を回避するために必要な支援や外

のサービスを包括的に行います。

夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の

機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日

り、食事の介護等を行うとともに、創作的活

り、食事の介護等を行います。

福祉サービス
2つの給付

2 訓練等給付

① 自立訓練 ⑥者

② 就労移行支援 ⑥者

③ 就労継続支援
(A型=雇用型、B型=非雇用型) ⑥者

④ 就労定着支援 ⑥者

⑤ 自立生活援助 ⑥者

⑥ 共同生活援助
(グループホーム) ⑥者

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) ⑥者 ⑥児

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護 ⑥者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同行援護 ⑥者 ⑥児

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護 ⑥者 ⑥児

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援 ⑥者 ⑥児

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

⑥ 短期入所(ショートステイ) ⑥者 ⑥児

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑦ 療養介護 ⑥者

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑧ 生活介護 ⑥者

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等
(施設入所支援) ⑥者

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

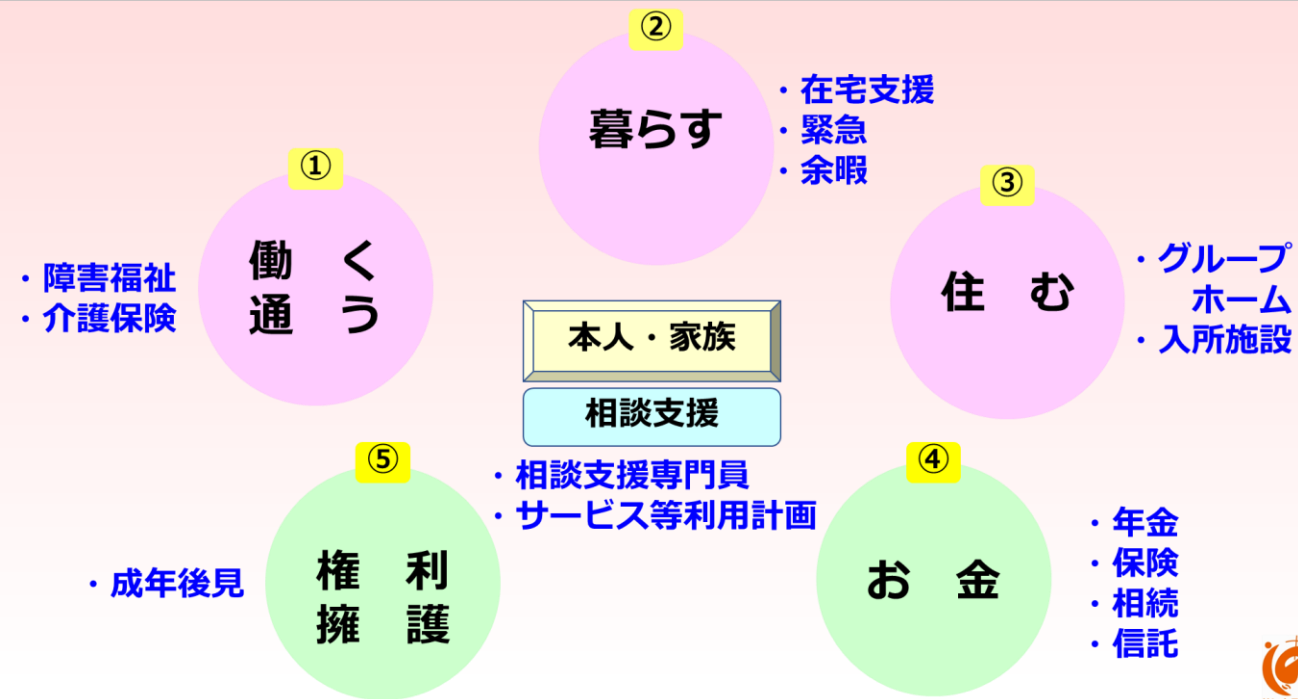
日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

親なき後のために知っておきたいこと

【親なき後に心配な5つのポイント】



② 暮らす

・ 障がい支援区分 1 以上

① 家事サポート

- 居宅介護の家事援助
- 調理、買い物代行、掃除・片付け、ごみ捨て、郵便物確認
- 病院の薬とりの代行 など

② 身体の介護

- 居宅介護の身体介護、重度訪問介護、
- 訪問入浴サービス（移動入浴車）
- 入浴、排せつ、着替え、食事などの介護全般

③ 外出支援

- 移動支援、行動援護（行動障がい）、同行援護（視覚障がい）
- 重度訪問介護
- 外出先まで安全に移動するための支援、情報提供、余暇支援等

【② 暮らす】 生活のサポート 『居宅での支援』

- ・ 区分によって受けられるサービスや支給時間数が変わる
- ・ 将来のために本人の**理解者を増やす**（通所先 + @）
 - 例）毎日の入浴介助を家族がしている
 - ⇒ 将来は誰が担う？
 - ⇒ 早めから家族以外の支援を受ける練習が必要。
- ・ 一対一の個別支援で見えてくるもの
 - 新たな一面、本人の強みの発見
- ・ 外出支援を通して、生活の広がり、余暇の充実
- ・ ニーズに合わせて特例を活用
 - 本人・家族の状況を特例申立書やサービス等利用計画案に記載。

サービス	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 （家事援助）	×	○	○	○	○	○	○
居宅介護 （身体介護）	×	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○

例えば・・・

行動援護：二人体制、保護者同伴

身体介護：二人体制

身体介護：調理を共に行う

家事援助：時間の延長
1.5h⇒2h/回 等

※特例申請が多い⇒利用者・家族にとって必要な社会資源。
あきらめずに相談支援専門員や行政に相談することが大切！

緊急時を想定した準備について『**早すぎる**』ことは決してない！

①家以外の場所
に宿泊する

- 短期入所 14日/月
- 緊急拠点（行動障がい・医ケア対象、基幹相談センターを通して事前登録）
- 介護者が病気、事故、冠婚葬祭などで介護ができないときに宿泊を伴った生活上の介護や支援をする。

②家以外の場所
で過ごす

- 日中一時支援 10日/月
- 介護者が病気、事故、冠婚葬祭などで介護ができないときに日帰りで生活上の介護や支援をする。

③家にきてもらう

- 居宅介護（家事援助・身体介護）、重度訪問介護
- 緊急一時介護（社会福祉協議会等への相談）
- 家での入浴、排せつ、着替え、食事などの介護全般

【② 暮らす】 生活のサポート『緊急時』：やっておきたいこと

- **緊急時ってどんなことが予測されるかを考える**

親の体調不良・急な入院、祖父母の介護、冠婚葬祭、家族間のトラブルなど

- **本人の気持ちの確認**

緊急時に本人がどうしたいか意思を確認。意思を伝えられない場合は、どんな場所が合うかを家族や支援者で話し合う。家以外の場所に行くのは不安、人が多い場所は苦手、一人では寂しい等

- **短期入所の事業所情報を集める**

家から近い・通所先から近い、個室・小集団での生活、静か・賑やか、送迎の有無、食事内容、ご本人に合いそうな事業所探し

- **見学・体験**

事業所の雰囲気を目で見て確かめる。事業所ごとの決まり、料金（食費・光熱費等）なども。利用者やスタッフの雰囲気も大切

- **定期的な練習・振り返り**

月1回、月2回など頻度は人それぞれ。利用した後は、「過ごしやすかった」「また泊まってもいいかも」「やっぱり合わない」、「家がいい」、等、本人の感想を確認。合わなかった場合は、本人と話し、対策を考える。1泊が慣れたら次は連泊に挑戦するなど段階的に進める

- **緊急時に安心して利用**

見学・練習を重ねたことで、スムーズに利用することができる

【② 暮らす】 余暇活動 福岡市の社会資源『東障がい者フレンドホームの教室』



楽しい絵画



パソコン



収穫祭

令和4年 June		9月		東障がい者フレンドホーム 月間予定表			
曜日	日	月	火	水	木	金	土
日付	～9月の単発教室のご案内～			1	2	3	
午前		9/3(土)	うどん作り教室		大人の絵画		うどん教室
午後		9/17(土)	浴衣でメモリアル撮影				
午後		9/30(金)	介護者支援講座 ＝和菓子作り＝ ※ご希望の方は、職員へお声掛けください！		健康 すいすい教室		
日付	4	5	6	7	8	9	10
午前	たのしい絵画①	休館日		ツナグYOGA①	チューリップくらぶ	はがき絵	親子リミツク
午後	たのしい絵画②			ツナグYOGA②			ニュースポーツ
午後	松島遊遊ランド		青葉のたまり場				リズム遊び
午後			ゲンキ体操			ふよう余暇(運動)	音楽クラブ①
午後			幼児リミツク①②	松島くらぶ3B体操			音楽クラブ②
日付	11	12	13	14	15	16	17
午前	松島遊遊ランド	休館日		あすなろ	大人の絵画	サポーター会議	
午後				東っ子 小	茶道	健康 すいすい教室	3B体操
午後			キッズエンジェル				浴衣でメモリアル撮影
日付	18	19	20	21	22	23	24
午前	たのしい絵画①	休館日 教者の日		ツナグYOGA①	チューリップくらぶ	祝日 秋分の日	親子リミツク
午後	たのしい絵画②			ツナグYOGA②			ニュースポーツ
午後	松島遊遊ランド		ゲンキ体操				リズム遊び
午後			和白白強	ピアひがし	ふよう余暇(絵画)		音楽クラブ①
午後			幼児リミツク①②				音楽クラブ②
日付	25	26	27	28	29	30	
午前	書道①	休館日		あすなろ		介護者支援講座	
午後	松島遊遊ランド			東っ子 中高	リラックスヨガ		
午後	書道②		キッズエンジェル				



和太鼓



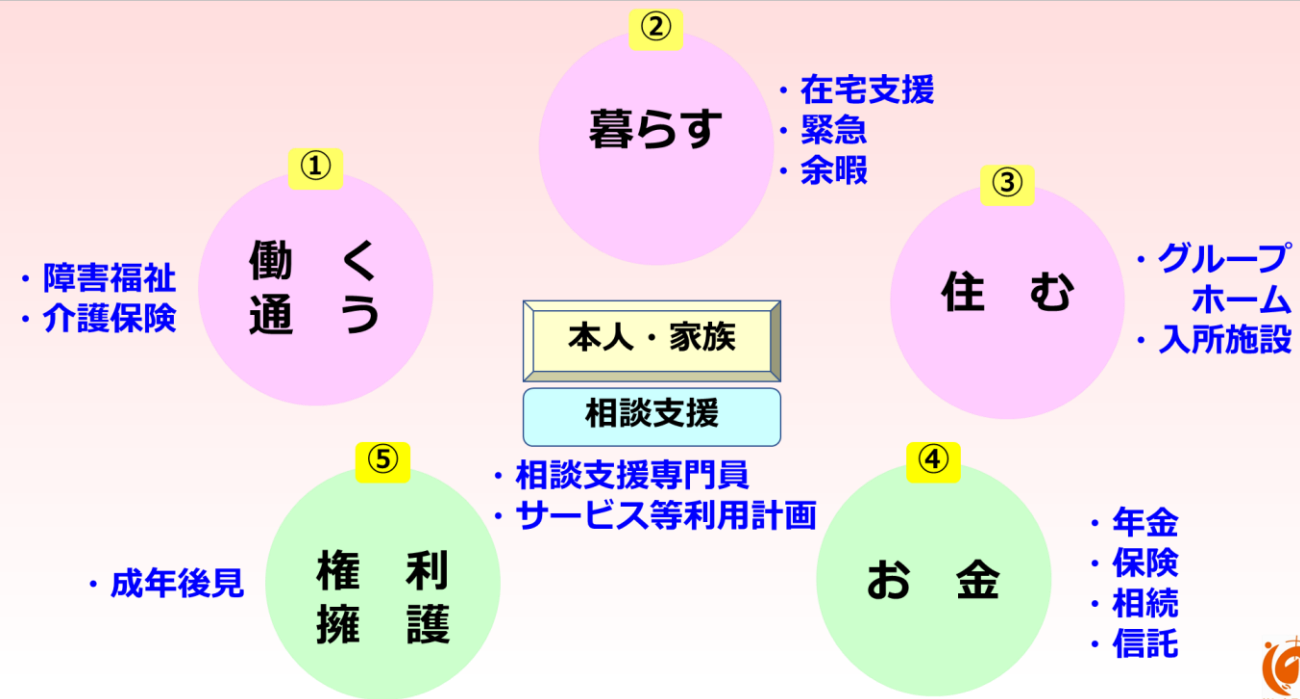
音楽クラブ



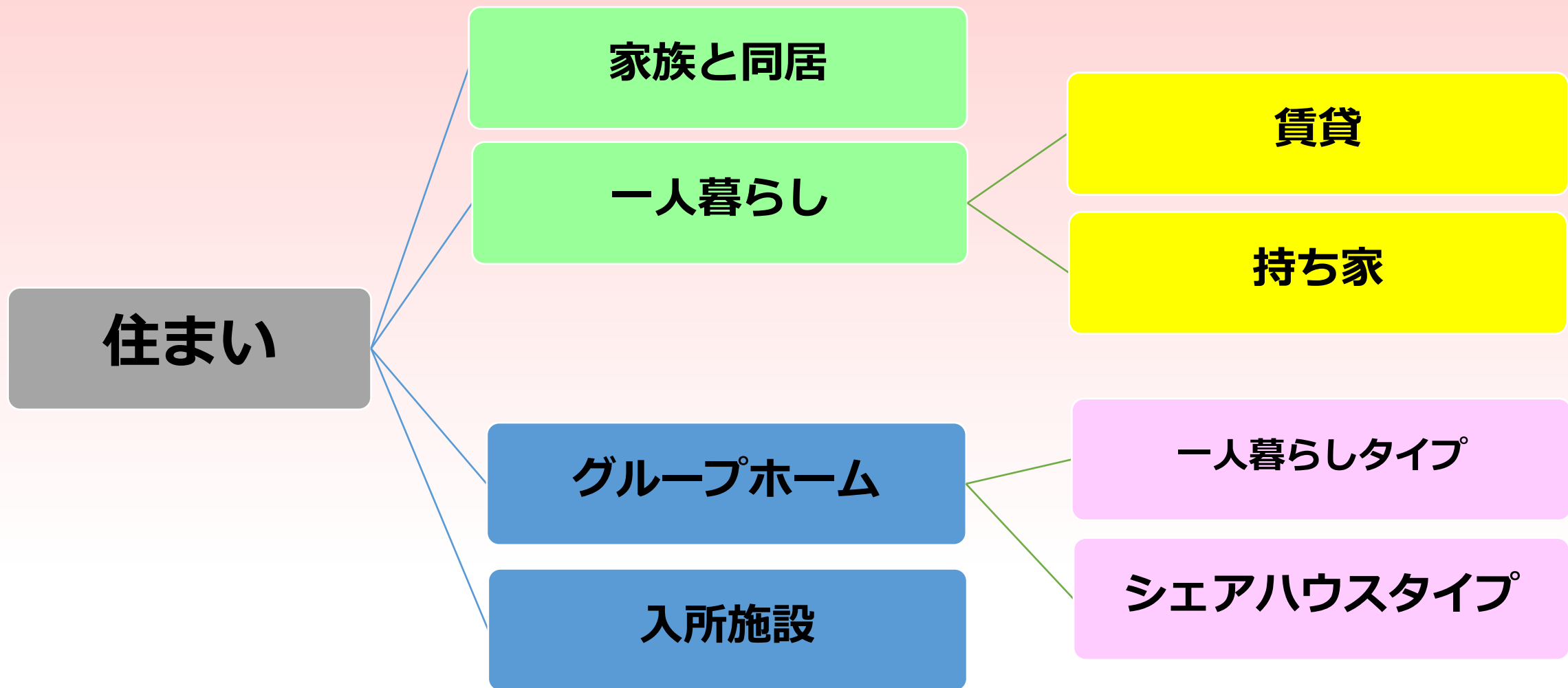
そば打ち

親なき後のために知っておきたいこと

【親なき後に心配な5つのポイント】



③ 住む



【③ 住む】 グループホームという選択肢

地域の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)において、地域住民との交流が確保される中で、世話人による日常生活のサポートを受けながら家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場

	共同生活援助（グループホーム）		
種類（制度）	①介護サービス包括型	②外部サービス利用型	③日中サービス支援型
対象者	障がい支援区分に関わらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談などの日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供
事業所数 (令和2年4月時点)	7718事業所	1312事業所	182事業所
利用者数 (令和2年4月時点)	114,554人	15,551人	2,344人

※厚生労働省「障がい福祉サービス等報酬改定利用検討チーム」資料より抜粋

【③ 住む】 グループホームでの毎月の費用/月 収入編 (一例)

収入パターン①	金額
障害年金1級	81,427円
年金生活者支援給付金	6,275円
特別障がい者手当	27,300円
工賃 (生活介護)	2,000円
収入合計	117,052円

収入パターン②	金額
障害年金2級	65,141円
年金生活者支援給付金	5,020円
工賃 (就労継続支援B型)	15,000円
収入合計	85,161円

家賃等の金額次第では、収入内で生活が可能
一方、状況によっては1万～2万円ほど不足することもある

【③ 住む】

グループホームの費用/月 支出編

項目	グループホームでのおおよその支出金額	備考
利用料	0円	※所得に応じた利用者負担上限額あり。 市民税非課税世帯は0円。収入に応じて、 毎月9,300円、18,600円の負担がある方もいる。
家賃	2万円～4万円	※収入に応じて、家賃補助10,000円がある。
光熱費	1万円	
日用品	3,000円～5,000円	
食費	25,000円～30,000円	※GHでは朝食、夕食。昼食は通所事業所にて負担。 (食事提供加算)
通信費	5,000円	
おこづかい	5,000円～10,000円	※ご本人の好きな事、趣味にもよって変わってくる。
その他	医療費、保険、サポートにかかるもの	※将来、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用 する場合は利用料や後見報酬など。
合計	多めの額で計算すると・・・計：9万円	※10万円-家賃補助1万円=9万円

【③ 住む】 グループホームでの実際の生活（例）

- 食事・・・栄養バランスのとれた食事。食事内容、金額などはさまざま
- 日中活動…グループホームから通所先へ。通所先があることを条件にしている
送迎・・・通所先から送迎範囲内であるかを事前に確認しておくが良い
- 外出の機会…移動支援・行動援護（ヘルパー）の利用
※サービス等利用計画案への明記、行政の許可が必要。グループホーム出発OK
- お金…週1回おこづかいを渡すなどの金銭管理あり。日用品の買い物同行、出納帳
- 医療との連携…家族ができない場合、通院同行。訪問看護の利用も可能
- 夜間の見守り…24時間常駐であれば、夜間の見守り、安否確認あり
世話人が夕方から夜まではいるが、夜～早朝まではいないところもある
- 外泊…届出をしたら外泊もOK 週末は実家に帰省もOK

【③ 住む】 入所施設の費用/月 支出編

原則：年金から食費・光熱水費を支払って、25,000円以上が手元に残る設定

手元に残る額 ①+②		食費・光熱水費 (上限54,000円で施設が設定)		実負担額 ③+④	補足給付 で支払う
①「その他生活費」 1) 障害基礎年金1級 28,000円 2) 障害基礎年金2級 25,000円	②66,667円を 超えた収入の50%	③66,667円 - 「その他生活費」	④66,667円を 超えた収入の50%		
収入 = 年金収入 + 就労収入(控除有り) + 他の収入(控除の可能性有り) - 必要経費					補足給付

【年齢25歳の入所者の例/月】

年金収入(1級) : 87,632円 食費・光熱水費 : 54,000円 作業工賃 : 5,000円 国保 : 1,896円

・手元に残る額・・・37,534円

・実費負担・・・・・・48,201円 (+補足給付5,799円 = 食費・光熱水費54,000円)

【③ 住む】 入所施設の費用/月 その他の支出編

・施設の基本サービス外の費用 数百円～数千円

利用者ご本人が個人的に希望されたレクリエーションの材料費等

・医療費 なし～数千円

障害者医療費助成制度で大幅に減額。無料あり。

・被服費 なし～数千円

衣類を購入する費用

・日用品費 なし～数千円

洗面用具、収納用品他。石鹸、シャンプー、歯磨き粉、トイレットペーパー、おむつ等（施設基本料金含む）

・嗜好品 数百円～数千円

食事以外のおやつやジュースの費用

・趣味にかかる費用 なし～数千円

雑誌に音楽、絵画やスポーツ、外出等、趣味にかかる費用

・散髪代 数百円～数千円

訪問理容サービスを受けられる施設あり

・知的障害者向け賠償責任保険 なし～2,000円程度

施設の備品や他の利用者の物を誤って壊してしまったり、他の方に怪我を負わせてしまった時等の保険

・入院時の個室利用料や付き添い費用をサポートする保険 なし～2,000円程度

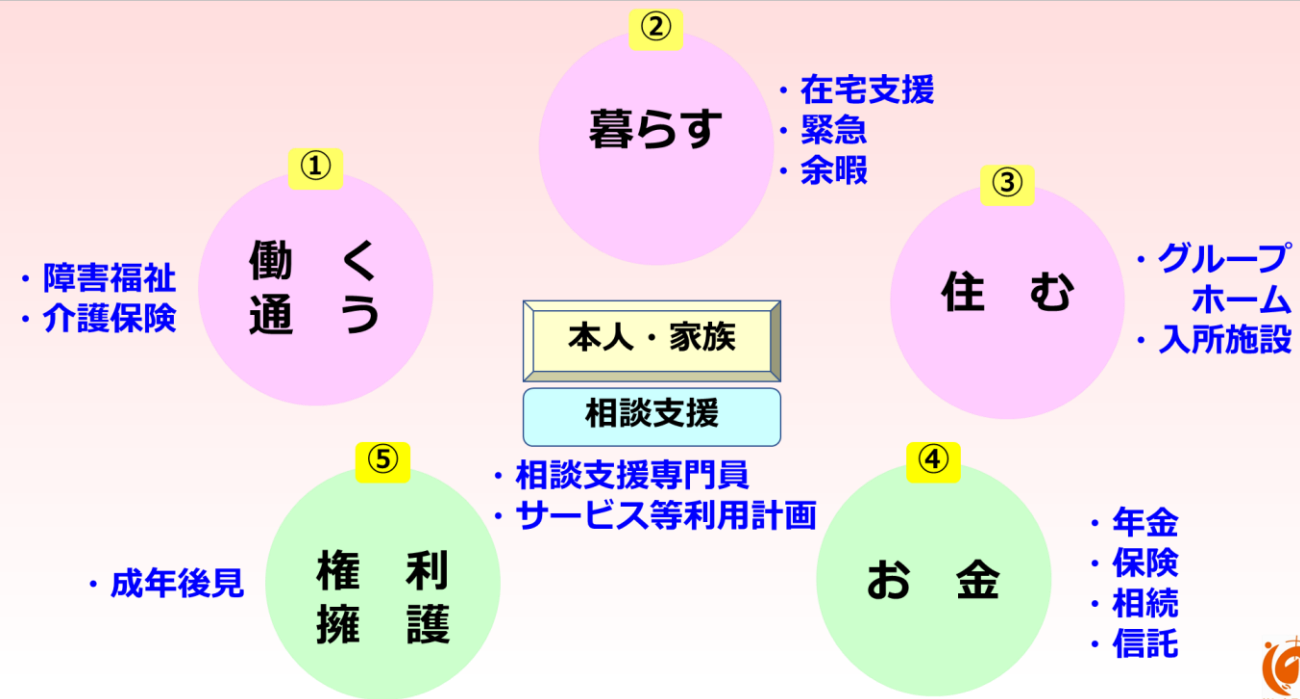
必要に応じて

・成年後見人に支払う報酬 なし～20,000円程度（市町村の助成を受けられれば低額ないし無料）

司法書士等専門職の方に後見を依頼した場合には報酬必要

親なき後のために知っておきたいこと

【親なき後に心配な5つのポイント】



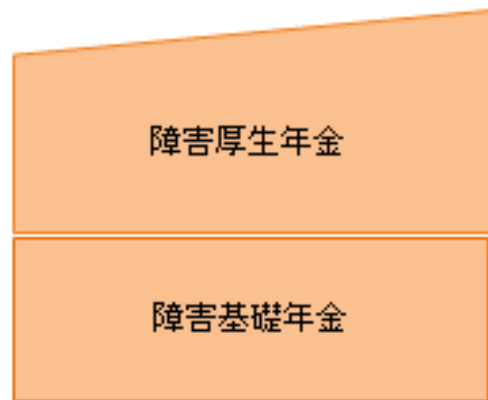
④ お金

【④ お金】 障害年金の全体イメージ



※配偶者の加算は配偶者の年収が850万円以下である場合に加算対象となります

千葉障害年金
相談センター資料



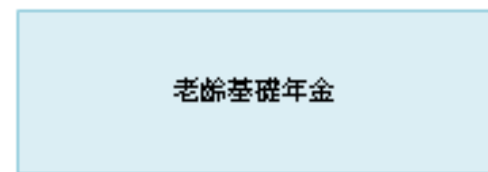
65歳までは
1つしか受給できない

This text is contained within a white cloud-like shape with a black outline, indicating a restriction on receiving only one type of pension before age 65.



65歳から組み合わせて受給できるようになります

This text is inside a red-bordered box with a pointer, indicating that from age 65, the two pension types can be combined for receipt.



咲くや障害年金
相談室資料

主な保険の種類

生命保険

被保険者（保険の対象者）の死亡または生存に関して、一定額の保険金が支払われる保険
（学資保険や個人年金保険を含む）

損害保険

偶然の事故によって生じることのある損害を穴埋めする保険
（自動車保険や火災保険）

傷害疾病定額保険

被保険者がケガしたり病気になったりした場合に、一定額の保険金が支払われる保険
（医療保険やガン保険、所得保障保険）

保険の登場人物（保険法2条）

- 【保険者】 保険契約に基づいて、保険金を支払う保険会社
- 【契約保険者】 保険契約に基づいて、保険料を支払う人
- 【被保険者】 保険の対象となる人
- 【保険金受取人】 保険会社から支払われる保険金を受け取る権利がある人

入っておくとあんしん。こんな保障も

入院（ケガ）

ショートステイ中にアルカリ洗剤を誤飲して入院



3万4千円

入院（ケガ）

出勤中に自転車で転倒し左大腿骨骨折



33万6千円

入院（病気）

誤嚥性肺炎



21万円

入院（病気）

腸閉塞



15万円

入院（病気）

新型コロナウイルス



21万3千円

傷害通院

スーパーの実習中に包丁で人差し指を切った



4千円

個人賠償責任補償

学校の送迎車に乗車中、他生徒の眼鏡を破損



1万3千円*

個人賠償責任補償

施設の壁と扉を破損



42万5千円*

個人賠償責任補償

自転車走行中に歩行者にぶつかり左膝などを骨折させた

912万円*

権利擁護

言いくるめられて携帯を契約させられた



38万6千円

権利擁護

勤務先でパワハラを受けた



46万9千円

特定疾病入院

特定疾病（精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかん）で入院

日額3千円

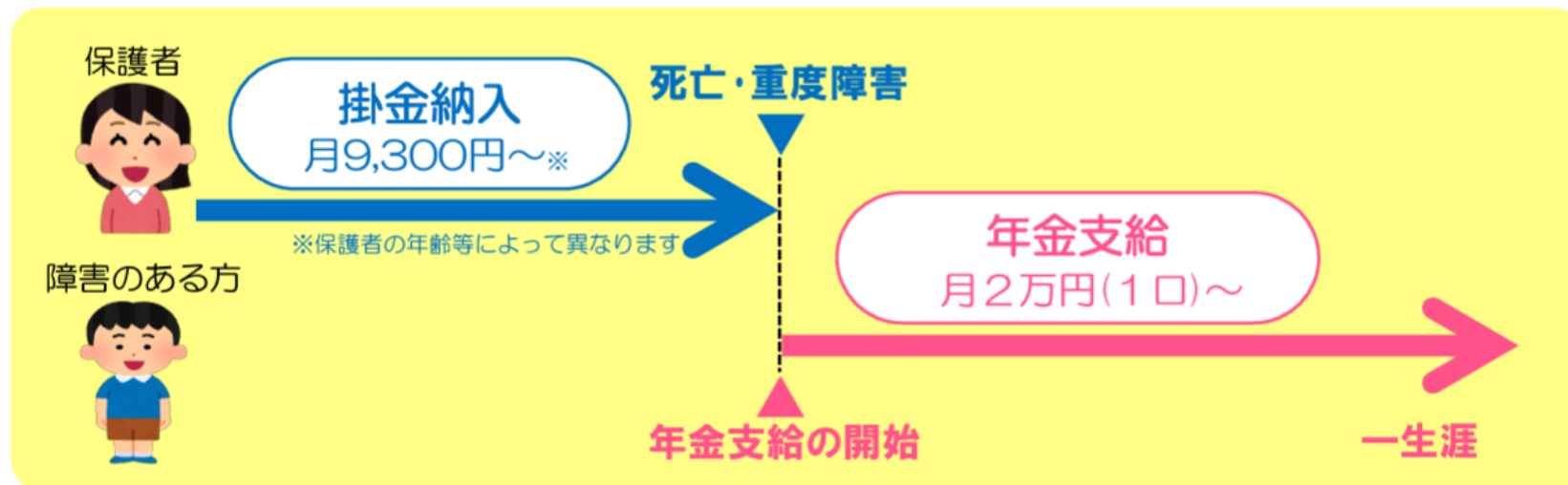
*表示単位未満切り捨て

ぜんち共済
株式会社資料



毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、

障害のある方へ、終身年金を支給します。



「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

**毎月2万円
の終身年金**

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に**毎月2万円が生涯にわたって支給されます。**(2口加入の場合は4万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの「**付加保険料**」が**必要ない**ため、掛金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛金は**所得控除の対象**になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

**公的制度
だから安心**

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。



保護者の加入要件は？

- ・年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。



掛金はいくら？

- ・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額掛金は安くなります。

【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 60歳～64歳：23,300円など

※ 制度の見直しにより掛金が改訂されることがあります。

- ・民間保険と比べて安いのが特徴です。



税制優遇って？

- ・掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。



障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

- ・はい、受け取れます。
しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。



保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

- ・親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただきます。
年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。



誰が運営しているの？

- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- ・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

【相続】

ある人が死亡したときにその人の財産（すべての権利や義務）を、特定の人が引き継ぐこと
(亡くなった人の財産を配偶者や子どもといった関係者がもらうこと)

【遺産】

- ・ 現金や預貯金
- ・ 株式等の有価証券
- ・ 車や貴金属等の動産
- ・ 土地や建物等の不動産
- ・ 借入金等の債務
- ・ 賃借権、特許権、著作権
等の権利

相続の方法

法定相続

遺言による相続

分割協議による相続

【遺言の種類】

- ① 自筆証書遺言
- ② 公正証書遺言
- ③ 秘密証書遺言

【遺言執行者】

- ① 遺言で指名
- ② 第三者に指名を依頼

遺言でできること

相続に関する事項

- ・ 相続分の指定
または指定の委託
- ・ 遺産分割方法の指定
または指定の委託
- ・ 遺産分割の禁止
- ・ 遺贈の減殺方法の指定

身分に関する事項

- ・ 推定相続人の廃除
および排除の取り消し
- ・ 遺言による認知
- ・ 遺言執行者の指定
または指定の委託
- ・ 後見人の指定
および後見監督人の指定 他

財産処分に関する事項

- ・ 遺贈
- ・ 寄付行為
- ・ 信託の設定 他

【④ お金】 相続・遺言『財産を残す』

【障害がある子への相続】

死亡者口座凍結

※ 遺言執行者の取り扱いについて、金融機関への問い合わせが重要

「遺言書」なし

「遺言書」あり

「遺言執行者」あり

「判断能力」あり

「判断能力」なし

「判断能力」なし

「法定相続人」全員による遺産分割協議

「遺産分割協議」
自書・押印

「成年後見」
手続き必要

「成年後見」
手続き不要なし

ぜんち共済
株式会社資料参考



信託とは

- ・ 自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理してもらう制度

1. 自分の大切な財産を、
信頼できる人に信託する



受託者

2. 受託者は信託された財産を
管理・運用し、そこから生まれた
利益を受け取る

3. 受託者が指定した人
(受益者) に渡す



特定贈与信託

- ・ 障害を持つ方の親族などが信託銀行等に金銭等を信託する
- ・ 障害を持つ方に対して一生涯にわたり生活費や医療費などを定期的に渡す仕組み
- ・ 障害の程度に応じて贈与税非課税限度がある



贈与税非課税限度

特別障害者 6,000万円

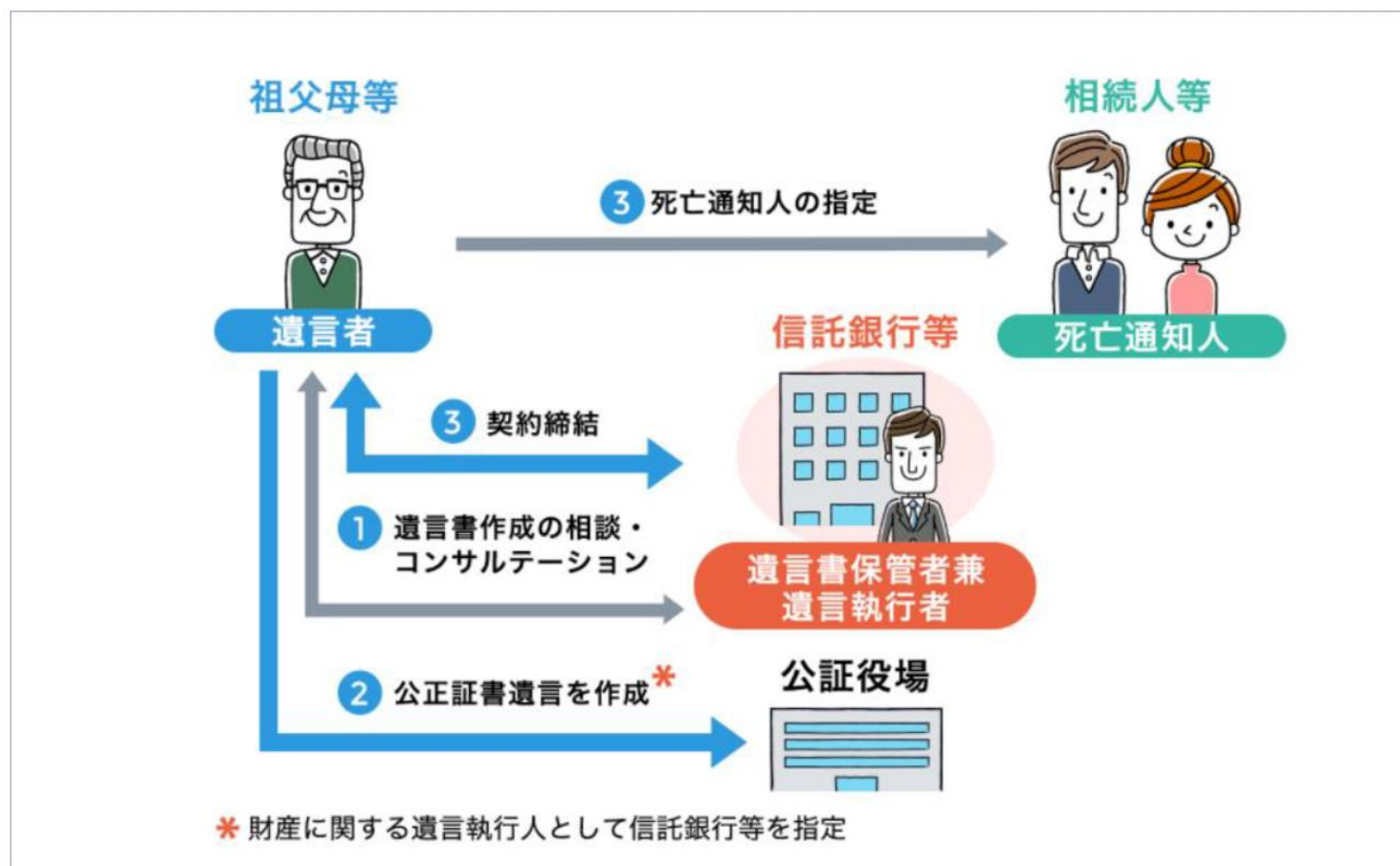
特別障害者以外の特定障害者 3,000万円

特別障害者以外の特定障害者とは

- ・ 中軽度の知的障害者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳2級または3級

遺言信託

- 信託銀行等が、遺言書作成の相談やお手伝い、遺言書の保管、相続財産の調査、遺産分割手続き等を行う



家族信託

- ・ 個人が委託者となる信託のうち、
自己の死亡後の相続税対策・資産承継対策・事業継承対策のため、
あるいは自己又は遺される家族の生活保障のための財産管理を目的とした信託

法定後見人		家族信託受託者
後見開始の審判～本人の死亡まで	在続期間	始期も終期も自由に設定可
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産管理 ・ 法律行為の代理（同意・取消） ・ 身上監護 	権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由に権限付与可能 ・ 一般的には信託財産の包括的な管理/処分
財産を維持しながら本人のためにのみ支出することが求められる。積極的な投資・運用や合理的理由のない換価処分、本人財産の減少となる行為（生前贈与）等は不可	財産の積極的運用・処分の可否	受託者の権限内であれば、その責任と判断において、信託目的に沿った自由な運用・処分が可能
被後見人本人の死亡により後見業務が終了するので、相続人又は受遺者に相続財産を引き継ぐのみで、死後事務や遺言執行・遺産整理は後見人の業務権限の範囲外	本人死亡後遺産相続手続き	預貯金口座の凍結を回避でき、委託者本人が死亡しても信託が終了しない設計にすれば、名義変更等の遺産相続手続きの手間が省け、引き続き受託者の管理で資産承継が可能

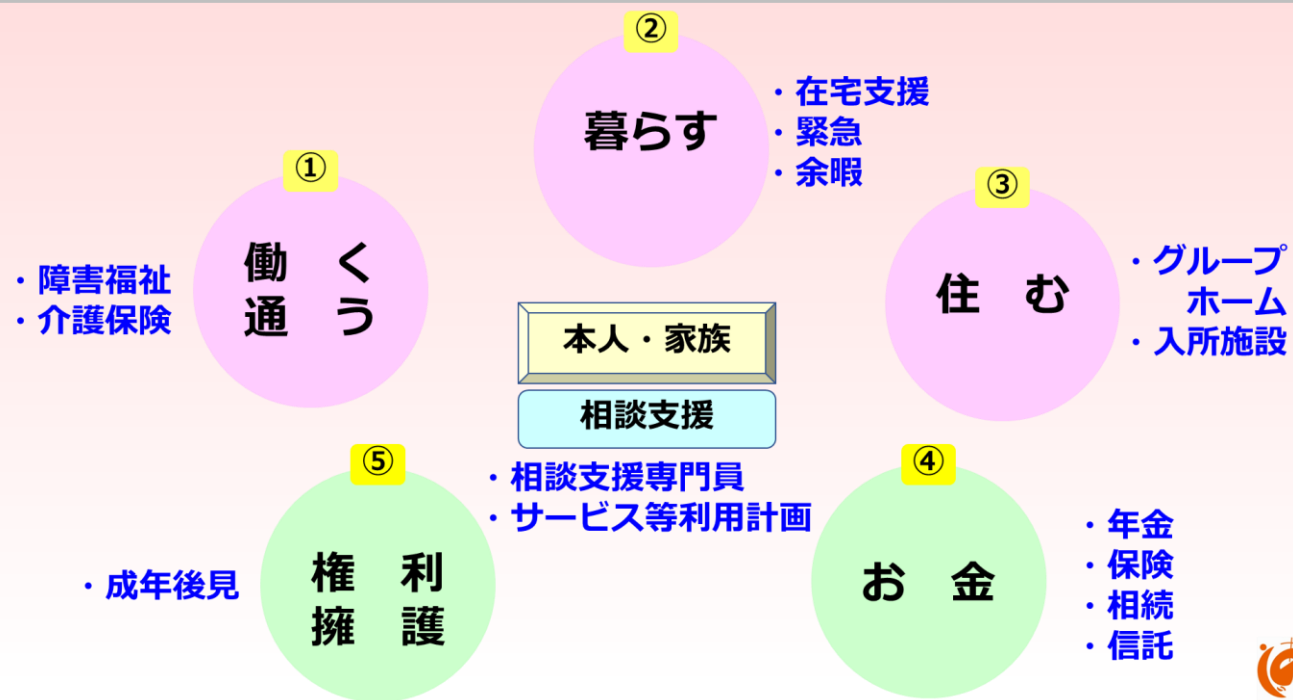
一般社団法人
信託協会資料

など



親なき後のために知っておきたいこと

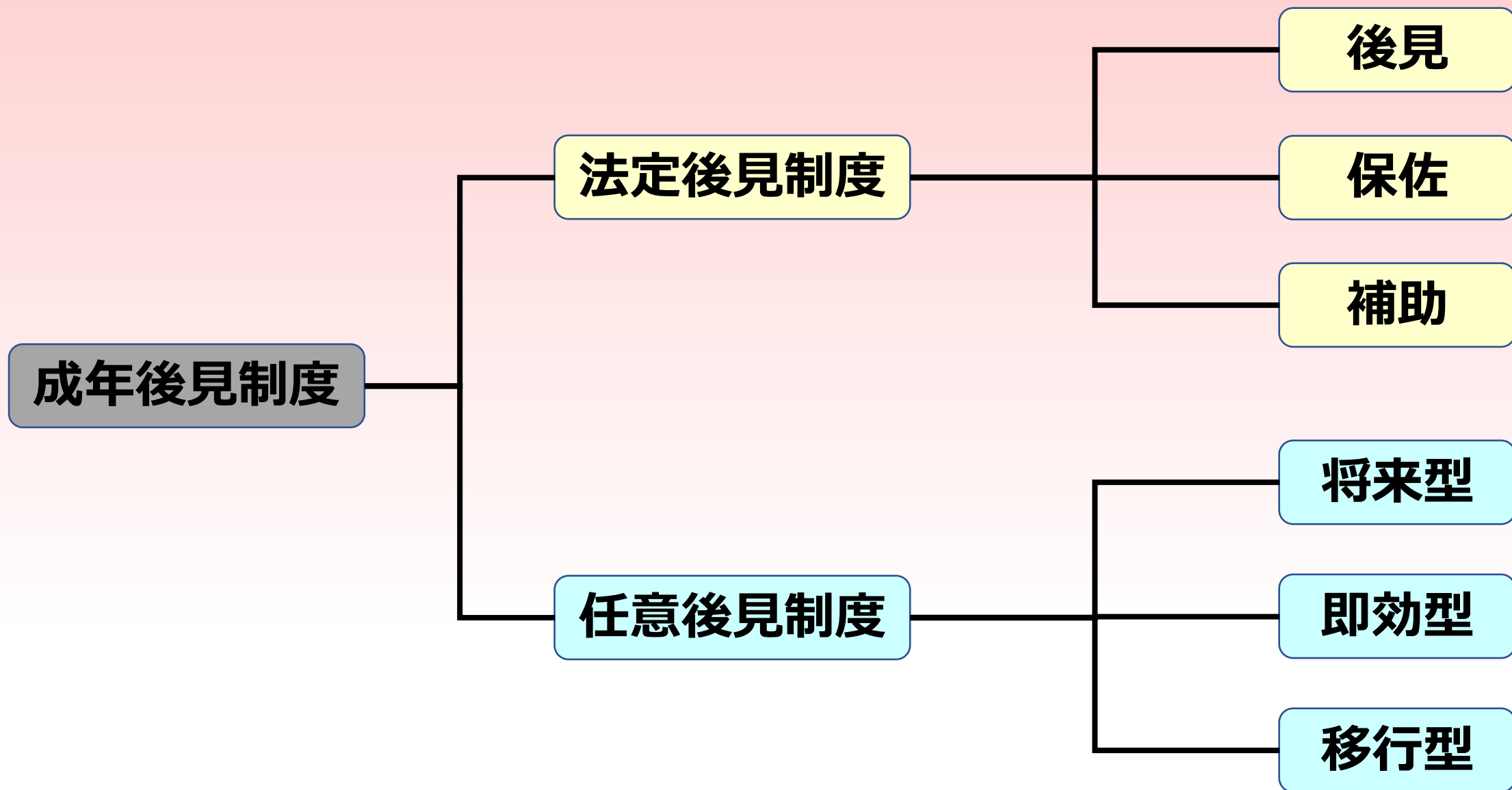
【親なき後に心配な5つのポイント】



⑤ 権利擁護

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。 ([厚生労働省HP](#)より)

自分で判断できない人の代わりに判断してくれる人を選んで、
財産や権利を守る制度



法定後見制度

後見

判断能力がほとんどない場合

買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ずだれかに代わってもらうなどの支援が必要

保佐

判断能力が著しく不十分な場合

日常の買い物程度は一人でできるが、自動車の購入など重要な財産の行為を一人でするのが難しい

補助

判断能力が不十分な場合

自動車の購入なども一人でできるかもしれないが、不安な部分が多く、支援者の支えがあったほうがよい

後見人が行使できる権利

【代理権】 本人が本来行う法律行為を本人に代わって行う権利

【同意権】 本人が行った法律行為を了解する権利

【取消権】 本人が行った法律行為に関して、不利と認められる場合は、その行為を取り消すことができる権利



- ① 預貯金の管理・解約
- ② 身上監護（障害者施設、高齢者施設との入所契約をするなど）
- ③ 不動産の処分
- ④ 相続手続き
- ⑤ 保険金受取
- ⑥ 訴訟手続きなど

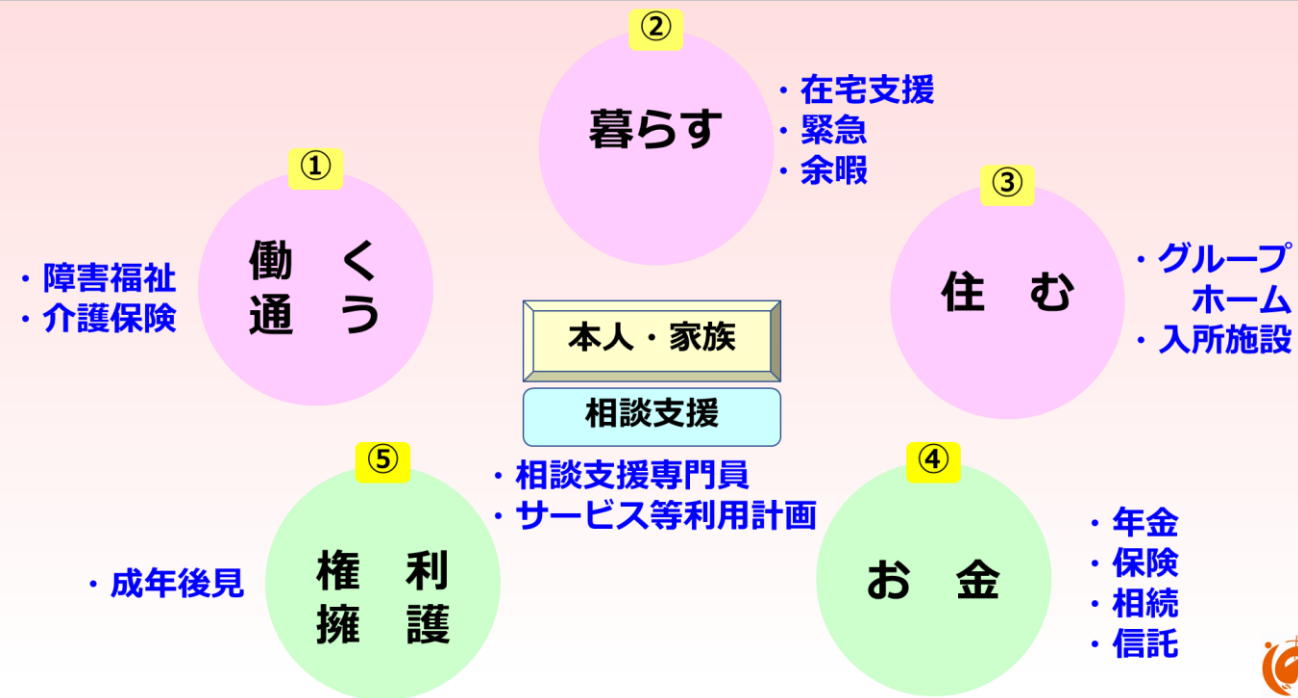
- ① 障害特性等のために、精神科病院での入院治療が必要なとき
- ② 知的障害や精神障害のある子の将来が不安なとき
（親なきあと）
- ③ 単身のため、今後の対応が不安なとき
（緊急時の対応や亡くなった後の対応など）
- ④ 自分らしい当たり前の生活を望みたいとき など

法定後見人			管理財産額 5,000万円 超の場合	法定後見 (72万/年)
管理財産額	月額	年額	10年	720万円
1,000万円以下	2万円	24万円	20年	1,440万円
1,000万円 ~5,000万円	3~4万円	36~48万円	30年	2,160万円
5,000万円~	5~6万円	60~72万円	40年	2,880万円

最高裁判所HP (成年後見人等の報酬額のめやす)

親なき後のために知っておきたいこと

【親なき後に心配な5つのポイント】



相談支援

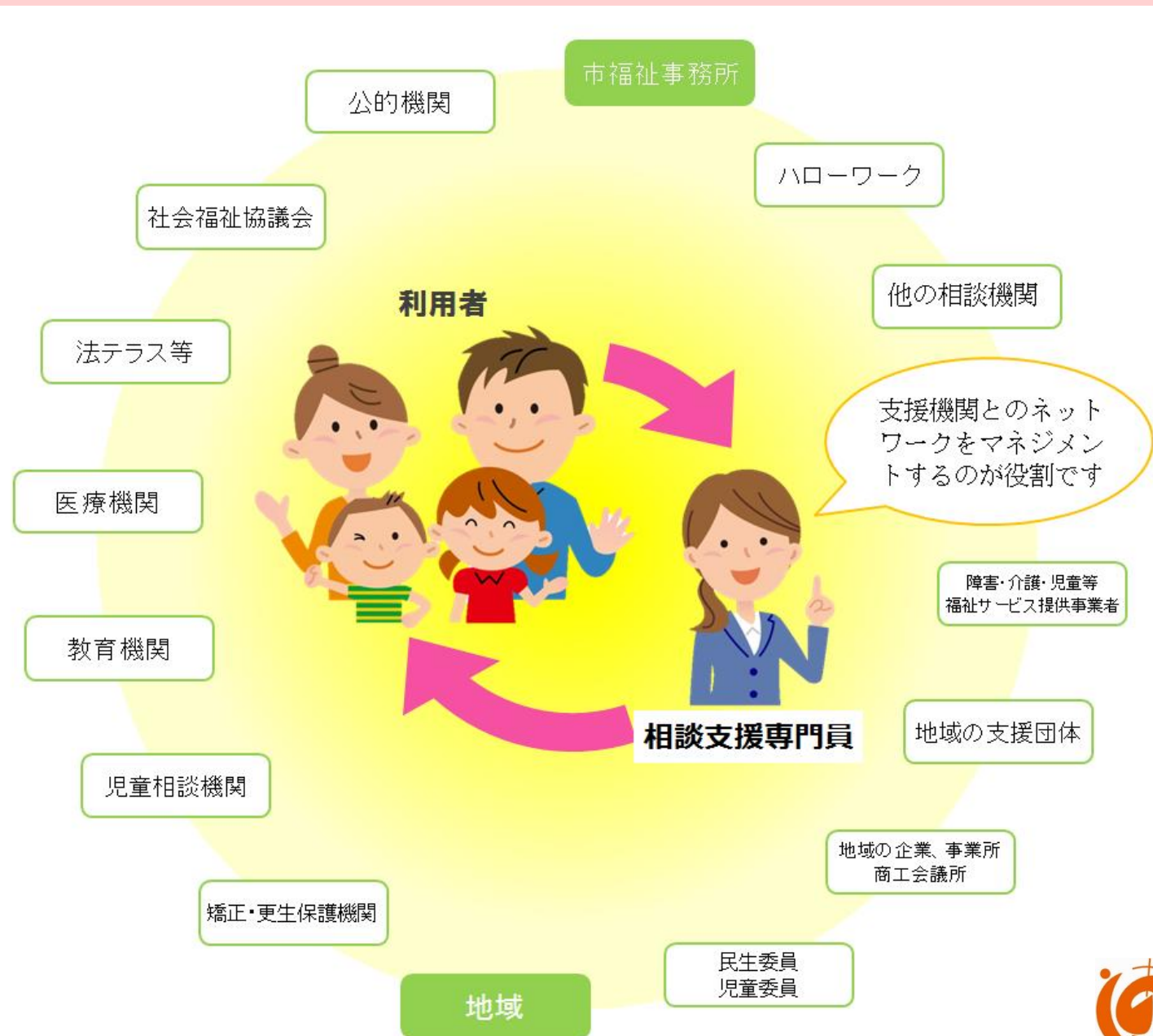
【相談支援】 相談支援専門員がない場合

- ・ 本人や家族だけでなんでもやらなくちゃならない
- ・ それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・ 専門的なことがよくわからない
- ・ 本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・ 相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・ 人が変わると対応ががらっと変わってしまっって戸惑う



【相談支援】 相談支援専門員がいる場合

- ・ 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- ・ 専門家との橋渡しをしてくれる
- ・ 専門的な情報提供を頼むことができる
- ・ 関係機関のチーム作りをしてくれる
- ・ 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- ・ 困ったことについていつでも相談しやすい
- ・ 支援の方向性について、関係機関と共有できる



利用計画

内容

不十分な
利用計画

- 総合的な支援の方針の中身がスカスカ
- 保護者や本人が望むニーズや希望が正しく記入されていない
- ニーズや希望と利用する福祉サービス等が合っていない
- 1年先を目安にして到達する目標になっていない
- 目標が抽象的すぎる
- 学校との連携について書かれていない
- 家族支援について書かれていない

質の高い
利用計画

- 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかる
- 将来的な進路を見据えた方針の記述になっている
- ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されている
- 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされている
- 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられている
- 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられている
- 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されている
- 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれている
- 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっている

【① 基本相談支援】

- ・ **福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）**
- ・ **社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）**
- ・ **社会生活力を高めるための支援**
- ・ **権利擁護のために必要な援助**
- ・ **専門機関の紹介など**

【② 計画相談支援】

- ・ **サービス等利用計画の作成（受給者証の発行⇒担当者会議の実施）**
- ・ **サービス等利用計画の見直し（モニタリング）**

利用計画

内容

不十分な
相談支援
専門員

- 電話連絡しても折り返しが無い
- 利用計画書を配付してくれない
- モニタリングの訪問をしてくれない
- 事業さんなどの情報提供を依頼しても調べてくれない、教えてくれない
- 担当者会議が開かれたことが無い
- 困ったことがあっても、ちゃんと相談にのってくれない
- 自分の意見を押し通す

質の高い
相談支援
専門員

- 特に必要がない場合でも時々連絡をくれる
- 担当者会議でリーダー性を発揮している
- とにかくじっくり話をきいてくれる
- 納得できるアドバイスをしてくれる
- 相談しやすい
- ことばの端々に勉強していることが伺える
- たくさんの連携先とつながっている
- 意思を決定するための適切な情報を提供してくれる
- できることとできないことを明確に示してくれる

- 相談支援専門員の仕事内容を把握しておく
- 障がい児支援利用計画をよく読み込む
- モニタリングの期間を短くする
- 必要とあらば、思い切って相談員を変える
- 困ったとき、悩んだときに、とにかく相談する
- 相談員に必要時に必要な情報提供を依頼する
- 課題解決のために「個別支援会議」の開催を依頼する
- 事業所等との面談時の第三者立会人を依頼する
- 自分でできることは自分でやる